

令和3年9月清須市議会定例会会議録

令和3年9月6日、令和3年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼土木課長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山悟
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課 長	鈴木許行

高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 主 査	鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和2年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案

- 日程第 9 議案第 39 号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 40 号 令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 11 議案第 41 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 13 議案第 43 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 14 議案第 44 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 日程第 15 発議第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和3年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

浅井議員におかれましては、少し遅れるとの連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、8月30日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間については、申合せ事項により一般質問と同様となっております。

日程第1、認定第1号から日程第15、発議第1号までを一括議題といたします。

去る9月1日までに1名の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 13番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

13番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定について質問させていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、窓口業務民営化費についてであります。

令和2年10月から窓口業務の民営化が行われました。事業成果には、窓口人員を柔軟に配置することが可能になるとともに、業務の効率化が図られることにより、市民からの相談をはじめ

職員が処理すべき専門的な業務に専念できる環境が整備され、市民サービスの向上を図ることができたと報告されています。

そこで、以下の質問を行います。

①民間事業者の持つ知識や経験を活用し、業務の標準化、サービス品質の維持を図るという目標についてはどのように総括されているのか伺います。

②民間事業者が自治体から委託料を受け取って窓口業務を運営することにより、自治体は人件費の抑制や自治体財政の効率化が進められると言われていています。しかし、官製ワーキングプアをさらに拡大させるおそれがあるなど、指摘もされています。本市の嘱託職員及び臨時職員の賃金等の最高は時給で1千335円、最低が969円、平均で1千126円となっていますが、民間事業者で働く職員・派遣など、非正規労働者の賃金について見解を伺います。

③民間委託による業務と言えるためには、民間事業者が自己の労働者に対する業務の遂行に関する指示、その他の管理を自ら行っていることが必要です。事業成果には、窓口人員を柔軟に配置とあるが、業務遂行中の職員の関与については、労働者派遣法の規制に該当しないようどのように留意されているのか、伺います。

④窓口でトラブルが発生したり、自治体職員の判断を仰ぐことが必要な場合であっても、自治体職員と受託業者双方の管理職を通じたやり取りしかできないわけですが、この間の状況について伺います。

⑤郵送による各種証明書の請求に関する業務の場合、送られてきた申請書を開封し、その申請に沿って証明書を印刷して郵送する場合、戸籍などその他その方の個人情報に触れるわけですが、情報漏えいの危険性がないのか伺います。

以上であります。御答弁よろしくお願いたします。

議長（八木 勝之君）

初めに、①の質問について、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

①の質問についてお答えいたします。

業務従事者の柔軟なシフト調整により、繁忙期においても証明書発行に係る待ち時間の短縮を図ることができております。また、戸籍事務などの取扱いが複雑な事務の説明などに市職員が専念して取り組むことができ、きめ細やかなサービスが可能となり、市民サービスの向上につなが

っているものであります。

今年5月に実施いたしました窓口サービスアンケートの調査結果においても、93.4%の方から「満足」、「やや満足である」との評価をいただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、質問させていただきます。

民間委託により浮いた職員が他の部署に配置されて、市民サービスの維持向上も図られたと思いますが、そこで、成果報告にはサービスの向上を図ることができたということで、今、若干述べられたわけですが、直営のときと比べて、1つは数で聞きたいわけですが、窓口の人数とか、そういったものについてはどのように変わったのか教えていただきたいと思います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課の職員の人数でございますけれども、6名の減で今、実施しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

6名の減でということでありまして。それで、そのときに6名減った分、民間の委託業者からは6名が同じように配置されたのか、どういう状況になっているのか伺います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

民間事業者の職員の配置でございますけれども、リーダーが1名、サブリーダー2名を含めまして、現在13名でシフト調整をしながら運営しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

13名でやっとなんかということをお聞きしました。市の職員が6名減ったけれども、補充されたんか、民間委託した人たちは13名新たに入られたんかということでもあります。

それで、事務処理の速さは先ほどいろいろ述べられたわけですが、満足度も言われました。昨年10月から間もなく1年たつわけです。春の異動が多い混雑期においては、私は職員が行ってきたよりかなり時間がかかっていたときもあったと思うわけですが、1つは、それが克服されたんかということであるんかどうか、それから仕様書の中に窓口業務に関する測定指標、例えば、迅速性の確保とか今、言われた利用者の満足度の確保、そういうものが設定されているんかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

例年ですと、3月から4月にかけては住民の移動等も多く、窓口が混雑してくる状況でございますけれども、その中でも業者のシフトを柔軟に行ったことにより、受け付け等は速やかに進んでいると思います。

また、窓口アンケートとかに関しましては仕様書等にはうたってなく、あくまでも市民の方の御意見を聞くということで独自に調査を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

仕様書等にはうたっていないけれども、市で独自で調査を行って、そういう結果を得たんかということでもあります。その辺で、もう1つは、満足が非常にあったんかということでもあります。それからもう1つは、民間事業者になって複雑な戸籍等の業務に市の職員が専念することができる、んかということが大きな特徴だんかということでもあります。

しかし、一方、6名が13名になったわけですが、窓口業務の民間の求人広告、これを見させていただくと、未経験OK、マニュアル完備とか書いてあるわけでもあります。短期間の非正規雇用になってしまったら業務の専門性はなくなるんかと思わんかと思うわけですが、そ

の辺についてはどうのお考えか伺います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

今回の委託業務に関しましては事前に研修期間等を設けまして、マニュアルもしっかりつくっております。そのマニュアルに沿って現在運営を行っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

窓口業務には住民の皆さんの個人情報を適正に保護・管理する、このことが非常に求められているわけであります。また、戸籍や住民票などの窓口では、例えば、本人に成り済ました不正な請求が行われる、こういうこともいろいろ全国的に問題になっているわけであります。それから、申請者が本人であるかどうか、こういったものを確認するために必要な場合は、本人に直接質問をし、答えぶりを見て本人かどうか確認する、こういうことなどで住民・市民の安全や権利を守っていくために厳格な対応が求められるわけであります。特に、窓口業務を担う職員には高い専門性がさらに必要であり、業務に必要な専門性は経験を積み重ねることで培われる、このことがあると思います。

先ほど一例を申し上げた募集要項等を見ると、未経験の方が使われているわけであります。しかし、研修とマニュアルで十分だというような先ほど回答だったんですが、私は、その辺については本当に大丈夫なのかという疑念があるわけですが、この間、振り返ってどうですか、再度質問します。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

マニュアルに沿って通常行って対応させていただいておりますけれども、例外的に起きた場合につきましては、その都度、リーダー及びうちの管理職が話し合っ、その対応について速やかに答えを出して対応して、その答えをまた従業員の方に周知して、マニュアル等にも載せてやっていっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

②の答えに行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問について、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課、伊藤でございます。

②の質問にお答えいたします。

業務従事者の雇用に関しましては、発注時の仕様書において受託者の雇用者としての義務として、受託者は業務の公共性及び重要性に鑑み、業務従事者等に対して法令で定められた一切の雇用者としての義務を履行し、適正かつ良好な労働条件の確保に努めなければならないと規定しております。

賃金等についても適正に支給されているものと認識しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そこで、まず、確認しておきたいのは、窓口業務の戸籍住民基本台帳費の職員人件費、これを見ますと、令和元年度が1億3千165万6千301円、令和2年度が1億940万5千373円、令和3年度が9千68万3千円であります。これに窓口業務民営化費、これを足すと令和2年度が1億3千428万311円、令和3年度の予算が1億3千966万9千円です。このように見ると経費的には少しずつ増加してきている、こう見ていいわけですね。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

経費といいますと、委託業務の経費のことでしょうか。職員人件費でしょうか。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

全体の戸籍住民基本台帳費の中の職員人件費を見ると、人件費の中には職員の人件費もあるわけですが、窓口業務全体にかかっていくそこのお金ですね。当初のお金に民営化費が抜けたから、令和3年度でいえば9千68万円になっておりますけれども、これに民間委託費を足すと1億3千966万9千円になるという理解でよろしいですね。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そこで、実態について伺います。

本市の事業者の実態ですね、求人とかいろいろ載っておりますので、あるわけですがけれども、これは大体時給で支払われているのかどうなのか、窓口業務の民間委託についてどういうふうになっておるのか、つかんでおったら教えていただきたい。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

実際の給料の支払い等については把握できておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

把握できてないということでもあります。職員の人件費が委託費に置き換えたといってもですね、委託費の内容が全て委託事業者の従業員の方の給与になるわけではなく、業者の利益にも充てられるわけで、民間委託業者の従業員の皆さんに支払われる賃金は分からないということでありましたが、募集広告等を見るとかなり低くなるということが想像できるわけでもあります。

窓口業務は公共サービスに欠かせない人たちであります。しかし、民間委託することで、そこで働く労働者の皆さんは厳しい労働環境に追い込まれていくわけであります。そうすると、民間委託する前と同じようなレベルを確保するのはかなり難しくなって、結局、業務が回らなくなり、モニタリングですね、いろいろなことで補佐していく、そういう係る業務量が委託前に比べて職員の負担が増えてしまっているのではないかなど。課長たちのところが特にそういう気がするわけですけど、その辺についてはどうでしょうか。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

現在それほど私どものほうに負担はかかっているとは思っておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

負担がかかっているとは思っていないということで安心しました。

それですね、自治体や公共部門がワーキングプアや貧困を生み出すような道理というのはないわけであります。一定、賃金水準が年平均200万円を超えない、そのところがワーキングプアと言われている指標になっているわけですけども、先ほど給与等は分らんということと言われたわけですけども、専門性を育成・維持・継承するためには、私は安定した身分をきちっと付与して、安心して業務に従事できる賃金・労働条件を保障していく、このことが必要であるということをお正にやっておられるということをおっしゃられたものですから、そのことだけを私は再度申し上げておきたいと思えます。

3番目をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問について、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

③の質問についてお答えいたします。

偽装請負との指摘を受けないために、市職員側・受託者側双方において請負と派遣との違いを十分理解するように努めております。

また、業務中の市職員の関与が疑われることのないよう、市職員と受託事業者とは背中合わせの配席として業務を遂行しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まず、伺いたいのは、市民の方が窓口に来られて手続を行う。しかし、混み合っている。早くしてほしいと。市民の方は全体を見ると、そちらのほうに入ってきて左のほうに人が見えるじゃないか。なぜ対応してくれないのかと思われる方もおみえだと思います。しかし、これは一般人には分からない話で、窓口業務の請け負った民間事業者の仕事と職員の区別ができないので、そう思われるのは当然だと思うわけであります。

業務委託仕様書には、統一された制服、顔写真つきの名刺名札などを着用するなど、市職員並びに来庁者との区分を明確なものにする、こうなっているわけですが、今、背中合わせに座っているとされたわけですが、実際には区別ができなくて、私もよく分からないわけですが、この仕分、区切りについては、判断できない、見て分からないことによる、こういったことによって市民の皆さんから何か言われておったり、職員の皆さんの仕事上、弊害みたいなことについては何かお考えはないのか伺いたいと思います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

職員と受託事業者との区分けにつきましては、現在、名札を業者側はピンク色の名札をつけており、スカーフを目立つところにつけるように指示はしており、一般職員との区別はしております。現在、職員と業者との区分けが分からないようなことで苦情等を受けたことはございません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

もう一度聞きます。名札とスカーフですか。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

スカーフを身につけるように指示しております。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

私は全然気がつかなかったんですけど、背中合わせに座っておるということとスカーフもついとるということは、よく今度から見てみたいと思います。

それで、業務遂行中の職員の関与について、総務部長のガイドラインを見ても、受託者である民間事業者が受託業務を自己の業務として市町村から独立して処理すること、こう示されているわけでありまして。職員が善意で行った助言等であっても同様だと述べられているわけですが、先ほどから何遍も言ってますが、仕切りがないわけですので、困っていれば業者のためというよりは、市民のために何とかしなければならない、こう思うのは当然であります。こうした目の前の自衛についてはどう対処されているのか、再度伺います。

議 長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

私も管理職は後ろのほうに座っておりますので、指導できる管理者のほうに課長補佐等が気づけばすぐ対応するように調整しながら進めております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

民間事業者の従業員が業務について疑義を感じた場合は市職員に問い合わせなければならないわけですが、市の職員に直接問い合わせれば偽装請負、こうなるわけでありまして。民間事業者の従業員が自らの管理職に相談して、相談を受けた管理職が市の職員に相談しなければならなくて、二重の伝言が必要になるわけでありまして。二重の手間を省けば偽装請負になるわけでありまして。民間委託は効率的・効果的な窓口体制になるのかということをお考えですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

議員おっしゃるとおり、業者側から、直接、一般の職員のほうにも問合せ等を行えば偽装請負となってしまいますので、現在そういったことがないように、先ほど申し上げたとおり、事前に周知して研修等を行っております。

トラブル等があった場合は、次の質問にもございますけれども、リーダー・サブリーダーは必ず常駐しております。そちらのほうへ速やかに連絡が入り、その職員とうちの管理職等が速やかに対応できるように調整できるような体制は取っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

民間事業者の管理職の方、リーダー・サブリーダーということで今おっしゃられたと思います。サブリーダーは常にみえるということではありますが、先ほど名札・スカーフという民間事業者の方のことを言われたんですが、サブリーダーの皆さんについては何か区別されるような、見て分かるような、この人がそうだよというような何か指示されておるのか、向こうが何か分かるようになっているのか、どういうふうになっているのでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

サブリーダーの方に関しましては、区別が現在つかないような状況でございますので、今後対応のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、次の答弁をお願いしたいと思います。

議 長（八木 勝之君）

次に、④の質問について、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課、伊藤でございます。

④の質問についてお答えいたします。

窓口での苦情・トラブルなどについては、基本的に受託者において責任を持って対応していただいております。市職員の判断が必要となる場合には、市職員、受託者側双方の管理職でのやり取りにより対応するものですが、先ほど申し上げましたとおり、受託者側の管理職も必ず現場に常駐しており、速やかな対応をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

委託仕様書、これを見るとですね、「トラブルの対応においては、受託者が本業務を実施するにあたり、窓口等における苦情またはトラブルが発生したときは、受託者が責任を持って対応すること」、こうなっています。

同時に、委託者への引継ぎが必要なものはどういうものか、この間、そうしたことがあったのか、このことについても伺いたいと思いますが、委託者への引継ぎが必要なもの、速やかにということも言われたわけですが、この間の事例等があったら教えていただきたいなと思います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

私のほうにお話が来た事例は2件ほどございますけども、窓口での受け付け対応、こちらのほうが悪かったということでお言葉をいただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それですと、業務の実施確認検査、これはどのように行われているのか、「詳細な内容及び期限について、委託者との協議の上、決定する」、こう書かれておりましたので、業務実施確認

検査、これはどのように行われているのか伺いたいと思います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

毎月、業者のリーダーとの間で定例会議を開いており、そこで前月分の業務内容について報告を受けております。

また、その中で疑義が生じた事例等があった場合について確認をして、以降の業務にあたらせております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

もう1点お聞きしたいのは、例えば、指定管理、清須市もいろんな施設で指定管理を行われておるわけですが、その上で、毎年ですけれども、評価についての指標とかいろんなものは議会のほうに提示していただけるわけですが、この窓口の業務委託についてのいろんな状況等の報告というのはどういうふうと考えられておるのかお聞きしたいと思います。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

今後、業務の報告につきましては、どのような形で報告するかは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、最後の⑤番へ行っていただきたいと思います。

議長（八木 勝之君）

最後に、⑤の質問について、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課、伊藤です。

⑤の質問についてお答えいたします。

郵送業務に限らず、今回委託しました業務につきましては個人情報を取り扱う業務であることから、関係法令の遵守、研修の実施など、個人情報保護の徹底、秘密保持に関する事項について契約書に明記しており、業務従事者の方も研修を受け十分理解していただいております。情報漏えいへの対応は十分図られております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

総務省の行政管理局の公共サービス改革推進室が出した地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドラインがあるわけですが、それを見ると、「地方公共団体は窓口業務の民間委託の実施において個人情報が適正に取り扱われ、漏えい等が生じないように体制整備等をしなければならない」、こう書かれているわけであります。具体的には、「委託業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要綱を策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限を実施するなどの個人情報保護に対する特段な配慮が求められる」、こう書かれているわけですが、この具体的な例も含めて本市ではどのようになっておるのか、先ほど研修、マニュアル等のことは言われたわけですが、どういうふうになっておるのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

個人情報保護に関しましては、従事者の方に対しまして、先ほど言った研修はもとより宣誓書ですね、個人情報保護に対する宣誓のほうの書類を頂いております。また、施設、情報端末の管理に対しましても、業務従事エリアを限定して、部外者等の入室、私物の持込み等を禁止しており、利用可能システムの制限等を行って個人情報の維持を図っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

宣誓書ということが今、言われたわけですがけれども、本当に非正規の方ですので、いろいろ辞められる方がお見えになるし、入れ替わりもあるかと思うわけであります。

そこで市長にお聞きしたいわけですがけれども、行政と民間事業者の間で個人情報保護の協定が結ばれていたとしても、公務員について懲戒処分や刑事罰が設けられている。こういうことと対比すれば、個人情報の漏えい等の問題が生じる危険性は私は著しく高いと思うわけであります。特に、非正規労働者の場合、辞めた後の秘密保持はどう担保されるのか、この不安は拭い切れないわけであります。まさに個人情報保護の低下の危険があると思うわけであります。

自治体職員にとって窓口は大事な仕事です。窓口で住民の皆さんと直接接する中で、必要な手続が何なのか、制度の勉強をしながら対応できるようになっていく。そして、この窓口業務ができるようになって一人前になっていくと思うわけですがけれども、民間に任せることでかえって非効率になってしまうのではないかと思うわけですが、その辺のことについては市長はどのようにお考えか質問します。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

民間の委託のことにつきましては、これは国のほうもその方向性で定めているところであります。公の公共サービスであっても民間に委託できるところは民間に委託を進めるという、そういう方向になっています。

御心配の個人情報の件のことをございますけれども、これは民間の職員で辞められた方だけでなく、私どもと申しますか、一般の職員でも辞めた後には秘密保持の義務があるわけですので、今、民間に委託しておるところとは、秘密保持に関する条項もついておるところでございますので、それに基づいてしっかりと取り組んでいただけるというふうに承知をいたしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、市長がおっしゃったように、国の方針というか方向はトップランナー方式を採用して、交付税等でいろいろ締めつけて、そっちの方向へ行くようにということが、今、進められておる、

これは十分承知しております。しかし、個人情報保護や民間事業者で働く労働者の賃金や雇用環境、これもなかなか不透明で、官製ワーキングプアを拡大させるおそれがあるわけであります。これらの点からして、清須市も民間業務の委託の範囲をどうするか検討するという計画がされております。私はこの点からも見直しをして、まさに市の職員の業務に戻していく、このことが必要だと思います。このことを述べて私の質疑を終わりたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

これで、議案質疑を終了いたします。

日程第1、認定第1号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号及び日程第4、認定第4号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第5、認定第5号及び日程第6、認定第6号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第37号及び日程第8、議案第38号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第39号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第10、議案第40号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第11、議案第41号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第12、議案第42号、日程第13、議案第43号及び日程第14、議案第44号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第15、発議第1号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月24日午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞様でございました。

（ 時に午前10時04分 散会 ）